

令和6年度採用

群馬県公立学校教員選考試験問題

特別支援教育に関する科目

受験 番号		氏 名	
----------	--	--------	--

注 意 事 項

- 1 「開始」の指示があるまでは、問題用紙を開かないでください。
- 2 問題は、1ページから6ページまであります。「開始」の指示後、すぐに確認してください。
- 3 解答は、すべて解答用紙に記入してください。
- 4 「終了」の指示があったら、直ちに筆記具を置き、問題用紙と番号順に重ねた解答用紙を机の上に置いてください。
- 5 退席の指示があるまで、その場でお待ちください。
- 6 この問題用紙は、持ち帰ってください。

1 特別支援教育に関する各法令等について、次の(1)～(4)の問いに答えなさい。各法令等は、特に記載がなければ現行のものとする。

(1) 次の文は、学校教育法の一部である。後の①、②の問いに答えよ。

第七十二条 特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（（ア）者を含む。以下同じ。）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に（イ）を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を（ウ）し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。

第七十三条 （略）

第七十四条 （略）

第七十五条 第七十二条に規定する視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者の障害の程度は、政令で定める。

① （ア）～（ウ）に当てはまる語句を書け。

② 下線部「知的障害者」の障害の程度は、学校教育法施行令で次のように示されている。次の文中の（ア）～（ウ）に当てはまる語句を書け。

区分	障害の程度
知的障害者	一 知的発達（ア）があり、他人との（イ）が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの 二 知的発達（ア）の程度が前号に掲げる程度に達しないもののうち、（ウ）への適応が著しく困難なもの

(2) 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律は、医療的ケア児に対する教育機会の拡充に係る施策やその他必要な施策等について定められたものである。医療的ケアについて、次の①、②の問いに答えよ。

① 学校で実施される医療的ケアを説明するものとして、適切なものを次のア～エから1つ選べ。

- ア 校医の指示の下に行われる一切の医療行為をいう。
- イ 経管栄養の準備、持続血糖測定器のセンサーの貼付を行い、その他の医療行為は除く。
- ウ 治療行為としての医療行為をいう。
- エ 人工呼吸器による呼吸管理、^{かたん}喀痰吸引その他の医療行為をいう。

② 教員の対応として適切なものを、次のア～エから全て選べ。

- ア 医療的ケア児の状態がいつもと違う場合、速やかに医療的ケア看護職員に連絡できるように正常時の状態を理解しておく。
- イ 医療的ケア児の健康状態に応じて教育活動の調整や変更を行う。
- ウ 医療的ケア看護職員の管理下において、医療的ケアを受けやすいよう姿勢保持等の補助を行う。
- エ 医療的ケア児本人やその保護者が医療的ケアを実施している場合に限り、同様の行為を全ての教員が実施する。

(3) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）が令和3年5月に改正され、改正法が令和6年4月1日から施行される。主な改正点について、次の語句を用いて説明せよ。

【 合理的配慮 義務 行政機関等 】

- (4) 次の文は、群馬県手話言語条例の一部である。文中の (①) ~ (③) に当てはまる語句の組合せとして正しいものをア～エから選べ。

(手話の意義)
 第二条 手話は、ろう者が自ら生活を営むために使用している (①) 体系を持つ言語であって、豊かな人間性を涵養し、及び知的かつ心豊かな生活を送るための言語活動の文化的所産であると理解するものとする。
 (基本理念)
 第三条 ろう者とろう者以外の者が、相互に (②) ながら共生することを基本として、ろう者の意思疎通を行う権利を尊重し、手話の普及を図るものとする。
 (中略)
 (学校における手話の普及)
 第十二条 聴覚障害のある幼児、児童又は生徒 (以下、「ろう児等」という。) が通学する学校の設置者は、ろう児等が手話を獲得し、手話で (③)、かつ手話を学ぶことができるよう、乳幼児期からの手話の教育環境を整備し、教職員の手話に関する技術を向上させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- | | | | |
|---|----------|---------------|-------------|
| ア | ① 独自の | ② 人格と個性を尊重し合い | ③ 各教科・領域を学び |
| イ | ① 日本語と同じ | ② 人格と個性を尊重し合い | ③ 学校生活を送り |
| ウ | ① 独自の | ② 個性と能力を認め合い | ③ 学校生活を送り |
| エ | ① 日本語と同じ | ② 個性と能力を認め合い | ③ 各教科・領域を学び |

- 2 視覚障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校について、次の(1)、(2)の問いに答えなさい。

- (1) 特別支援学校小学部・中学部学習指導要領 (平成29年4月告示) では、視覚障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校における、指導計画の作成と内容の取扱いに当たっての配慮事項が次のように示されている。

文中の (①) ~ (⑤) に当てはまる語句を書け。また、下線部に関連し、時間の概念を養うために、授業の中でどのような指導上の工夫が考えられるか、その具体例を書け。

1 視覚障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校

(1) 児童が聴覚、(①) 及び保有する (②) などを十分に活用して、具体的な事物・事象や動作と (③) とを結び付けて、的確な概念の形成を図り、(③) を正しく理解し活用できるようにすること。

(2) 児童の視覚障害の状態等に応じて、(④) 又は普通の文字の読み書きを系統的に指導し、習熟させること。なお、(④) を常用して学習する児童に対しても、(⑤) ・漢語の理解を促すため、児童の発達の段階等に応じて適切な指導が行われるようにすること。

(3) (略)

(4) (略)

(5) 児童が場の状況や活動の過程等を的確に把握できるよう配慮することで、空間や時間の概念を養い、見通しをもって意欲的な学習活動を展開できるようにすること。

- (2) 視覚障害者である児童生徒の自立活動の指導内容として、特別支援学校学習指導要領第7章自立活動第2内容「4 環境の把握 (3) 感覚の補助及び代行手段の活用に関すること。」を取り扱う。その中で、小さな文字など細かいものや遠くのものを読み取ることが難しい場合、どのような感覚の補助及び代行手段の活用が考えられるか、その具体例を書け。

3 聴覚障害者である児童生徒に対する教育及び聴覚障害について、次の(1)～(5)の問いに答えなさい。

(1) 次の文は、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成29年4月告示）第2章各教科第1節小学部の一部である。後の①、②の問いに答えよ。

2 聴覚障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校

- (1) 体験的な活動を通して、学習の基盤となる語句などについての的確な言語概念の形成を図り、児童の発達に応じた思考力の育成に努めること。
- (2) 児童の言語発達の程度に応じて、主体的に（ア）に親しんだり、書いて表現したりする態度を養うよう工夫すること。
- (3) 児童の聴覚障害の状態等に応じて、音声、文字、手話、指文字等を適切に活用して、（イ）や児童同士の話し合いなどの学習活動を積極的に取り入れ、的確な意思の相互伝達が行われるよう指導方法を工夫すること。
- (4) 児童の聴覚障害の状態等に応じて、（ウ）や人工内耳等の利用により、児童の保有する聴覚を最大限に活用し、効果的な学習活動が展開できるようにすること。
- (5) （略）
- (6) （略）

① （ア）～（ウ）に当てはまる語句を書け。

② 下線部について、言葉の意味を理解したり、それによつて的確な言語概念を形成したり、その指導の過程において言語による思考力を高めたりするために大切なことは何か、次の語句を用いて書け。

【 経験 言葉 】

(2) 聴覚障害者である児童生徒に対して、周囲の状況やその変化を把握できるようにするためには、どのような指導が必要か具体的に書け。

(3) 読話について、次の①、②の問いに答えよ。

① 児童生徒が読話しやすいようにするため、教師が話し手となる際の配慮事項について書け。

② 読話だけでは話し手（日本語話者）の話をもとに理解することは困難である理由を、次の語句を用いて書け。

【 口形 日本語 】

(4) 聴覚障害においては、早期からの教育的対応が重要とされているのはなぜか説明せよ。

(5) 難聴は障害の部位により、次の①、②に分けられる。それぞれの名称を書け。

① 音のエネルギーが内耳の感覚細胞を刺激するまでの音響物理的な障害により発症する難聴。

② 感覚細胞から第一次聴覚野に至るまでの神経系の障害により発症する難聴。

4 知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校について、次の(1)～(3)の問いに答えなさい。

(1) 次の文は、特別支援学校高等部学習指導要領解説第2部第5章「第1節 各教科の基本的な考え方」の一部である。

知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科の段階の構成について説明した下の文中の(①)～(⑦)に当てはまる語句や数字を書け。

生徒の知的機能の障害の状態と適応行動の困難性等を踏まえ、各教科の各段階は、基本的には、(①)発達、身体発育、運動発達、生活行動、社会性、職業能力、情緒面での発達等の状態を考慮して目標を定め、小学部1段階から高等部2段階へと(②)段階にわたり構成している。

【高等部 1段階】

中学部2段階やそれまでの経験を踏まえ、(③)に応じながら、主として(④)の家庭生活、社会生活及び職業生活などとの関連を考慮した、(⑤)的な内容を示している。

【高等部 2段階】

高等部1段階を踏まえ、比較的障害の程度が(⑥)である生徒を対象として、(④)の家庭生活、社会生活及び職業生活などとの関連を考慮した、(⑦)的な内容を示している。

(2) 特別支援学校小学部・中学部学習指導要領(平成29年4月告示)における、知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校小学部算数科「3 指導計画の作成と内容の取扱い」に示されている2段階の内容「A数と計算」の指導に当たって、文中の⑦及び⑧について、生活科との関連を図りながら金銭の価値に親しむために考えられる学習上の工夫の具体例を書け。

(ア) 内容の「A数と計算」の指導に当たっては、次の⑦及び⑧についての金銭の価値に親しむことを取り扱うものとする。

⑦ 金種を用いる。

⑧ 様々な種類の貨幣のもつ価値を知る。

(3) 学校教育法施行規則第130条第2項に、特別支援学校では、「知的障害者である児童若しくは生徒又は複数の種類の障害を併せ有する児童若しくは生徒を教育する場合において特に必要があるときは、各教科、道徳科、外国語活動、特別活動及び自立活動の全部又は一部について、合わせて授業を行うことができる」とあるが、「各教科等を合わせた指導」の「日常生活の指導」で扱われる内容について、その例を5つ書け。また、「日常生活の指導」を行う上での留意点を3つ書け。

5 次の①～⑬は、肢体不自由者である高等部第2学年生徒Aの実態を示したものである。後の(1)～(3)の問いに答えなさい。

- | |
|--|
| <p>① 高等学校に準ずる各教科の目標で学習している。</p> <p>② 移動は電動車椅子と自走用車椅子を併用している。</p> <p>③ 表や地図から必要な情報を読み取ったり、形を構成したり展開させて考えたりすることが難しい。</p> <p>④ 着替えなどの日常生活動作や書字に時間がかかる。</p> <p>⑤ 教師や友達と会話をするを好み、多くのことに前向きな姿勢で取り組む。</p> <p>⑥ 長時間の書字や車椅子での座位が続くと、肩や背中の痛みを訴える。</p> <p>⑦ 身体の状態は自覚できているが、自分で筋緊張をゆるめる運動などをする習慣はない。</p> <p>⑧ 腰かけ座位の保持はできるが、床座位の保持は困難である。</p> <p>⑨ はさみで切る、定規を使って線を引くなど、目と手を協応させた動きが苦手である。</p> <p>⑩ 日常的に全身の筋緊張が強い。</p> <p>⑪ 排尿の寸前にトイレに行くことが多い。</p> <p>⑫ 手すりでのつかまり立ちができる。</p> <p>⑬ 手の力に頼ったつかまり立ちをしているため、ズボンの上げ下げをする際にバランスを崩しやすい。</p> |
|--|

(1) 生徒Aの願いは「一人で排泄できるようになりたい。」である。生徒Aの実態を踏まえ、自立活動における指導の目標を書け。

(2) (1)の目標を達成するための具体的な指導内容を書け。

(3) 生徒Aの実態を自立活動の区分に即して整理する場合、上の「⑥、⑦、⑪」及び「③、⑨」はそれぞれの区分に当てはめるのが最も適切か。次のア～カから1つ選び記号で答えよ。

- ア 健康の保持
- イ 心理的な安定
- ウ 人間関係の形成
- エ 環境の把握
- オ 身体の動き
- カ コミュニケーション

6 病弱者である児童生徒に対する教育について、次の(1)、(2)の問いに答えなさい。

(1) 次の文は、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領(平成29年4月告示)の一部である。後の①、②の問いに答えよ。

4 病弱者である児童(生徒)に対する教育を行う特別支援学校
(1) 個々の児童(生徒)の学習状況や病気の状態、授業時数の制約等に応じて、(a) <u>指導内容を適切に精選し</u> 、基礎的・基本的な事項に重点を置くとともに、指導内容の連続性に配慮した工夫を行ったり、各教科等相互の関連を図ったりして、効果的な学習活動が展開できるようにすること。
(2) (略)
(3) (略)
(4) 児童(生徒)の身体活動の制限や認知の特性、学習環境等に応じて、教材・教具や入力支援機器等の補助用具を工夫するとともに、(b) <u>コンピュータ等の情報機器などを有効に活用し</u> 、指導の効果を高めるようにすること。
(5) (略)
(6) (略)

① 下線部(a)について、各教科の内容に関する事項は、特に示す場合を除き取り扱う必要がある。学習時間の制約等がある中で、各教科の内容に関する事項を取り扱うためにはどのような工夫が考えられるか書け。

② 下線部(b)について、病気のため教室に登校できない場合、どのような情報機器などの活用方法があるか答えよ。

(2) 次の文は、病弱者である特別支援学校中学部の生徒(診断名：気分変調症、分離不安症)に関する中心的な課題をまとめたものである。この課題に基づき考えられる自立活動における指導目標を2つ書け。

<ul style="list-style-type: none">・ 感情の浮き沈みが激しく、常に物事を悲観的・否定的に捉えている。・ 失敗への不安が強く、自尊感情が低い。・ 人との関わりを受け入れないため、困っていても助けを求めることができない。・ 病識理解をしていないので、自己理解に基づいた自己解決ができない。
--

特別支援教育に関する科目 解答用紙	2枚中の1	受験番号	氏名
----------------------	-------	------	----

(6年)

1	(1)	①	ア		イ		ウ	
		②	ア		イ		ウ	
	(2)	①		②				
	(3)							
(4)								

2	(1)	①		②		③	
		④		⑤			
	(2)	(指導上の工夫)					
(2)							

3	(1)	①	ア		イ		ウ	
		②						
	(2)							
	(3)	①						
		②						
(4)								
(5)	①		難聴	②		難聴		

特別支援教育に関する科目 解答用紙	2枚中の2	受験番号	氏名
----------------------	-------	------	----

(6年)

4	(1)	①		②		③	
		④		⑤		⑥	
		⑦					
	(2)						
	(3)	内容					
		留意点					

5	(1)						
	(2)						
	(3)	⑥、⑦、⑩		⑧、⑨			

6	(1)	①					
		②					
	(2)						

以下はあくまでも解答の一例です。

特別支援教育に関する科目 解答用紙	2枚中の1	受験番号	氏名	(6年)
----------------------	-------	------	----	------

1	(1)	①	ア	身体虚弱	3点	イ	準ずる教育	3点	ウ	克服	3点
		②	ア	遅滞	3点	イ	意思疎通	3点	ウ	社会生活	3点
	(2)	①	エ	3点	②	アイウ	完全解答	3点			
	(3)	例) 合理的配慮の提供が、行政機関等だけでなく事業者にも義務化される。									4点
	(4)	ア	3点								

2	(1)	①	触覚	3点	②	視覚	3点	③	言葉	3点
		④	点字	3点	⑤	漢字	3点			
	(2)	例) ・授業の流れや活動の手順を説明する時間を設定する。 ・活動の最初から最後までを通して体験できるようにする。 ・友達の活動状況など周囲の状況を説明する。								8点
	(2)	例) ・弱視レンズや拡大読書器などの視覚補助具、タブレット端末などを活用すること。 ・明るさの変化を音の変化に変える感光器のように視覚以外の感覚で確認できる機器を活用すること。								8点

計31点

3	(1)	①	ア	読書	3点	イ	発表	3点	ウ	補聴器	3点
		②	例) 具体的経験を言葉で表現し、理解できるようにすること。								4点
	(2)	例) 視覚や嗅覚などの感覚を総合的に活用する指導。									4点
	(3)	①	例) 教師は、児童生徒の方を向き、児童生徒から口が見える位置で話す。								4点
		②	例) 日本語には、口形が全く同じ単語も多くあるため。								4点
	(4)	例) 聴覚の発達は、新生児期から急速に進み、これに伴って言葉等の発達も促されるため。									4点
	(5)	①	伝音(性)難聴	2点	②	感音(性)難聴	2点				

特別支援教育に関する科目 解答用紙	2枚中の2	受験番号	氏名	(6年)
----------------------	-------	------	----	------

4	(1)	①	知的	2点	②	7	2点	③	生活年齢	2点
		④	卒業後	2点	⑤	基礎	2点	⑥	軽度	2点
		⑦	発展	2点						
	(2)	例) ・千円札と百円硬貨という金種を知るために、千円札1枚や百円硬貨1枚で買い物をする。 ・様々な種類の貨幣のもつ価値を知るために、同じものを千円札1枚と百円硬貨1枚で買い、千円札の方が百円硬貨より多く買える体験をする。 <div style="text-align: right;">6点</div>								
(3)	内容	例) ・衣服の着脱 ・洗面 ・手洗い ・排泄 ・食事 ・清潔 ・あいさつ ・言葉遣い ・礼儀作法 ・時間を守ること ・きまりを守ること など 各2点×5								
	留意点	例) ・日常生活や学習の自然な流れに沿い、その活動を実際的で必然性のある状況下で取り組むことにより、生活や学習の文脈に即した学習ができるようにすること。 ・毎日反復して行い、望ましい生活習慣の形成を図るものであり、繰り返しながら取り組むことにより習慣化していく指導の段階を経て、発展的な内容を取り扱うようにすること。 ・できつつあることや意欲的な面を考慮し、適切な支援を行うとともに、生活上の目標を達成していくために、学習状況に応じて課題を細分化して段階的な指導ができるものであること。 ・指導場面や集団の大きさなど、活動の特長を踏まえ、個々の実態に即した効果的な指導ができるように計画されていること。 ・学校と家庭等とが連携を図り、児童生徒が学校で取り組んでいること、また家庭等でこれまで取り組んできたことなどの双方向で学習状況を共有し、指導の充実を図るようにすること。 <div style="text-align: right;">各5点×3 計45点</div>								

5	(1)	例) (L字の) 手すりでつかまり立ちを保持しながら、ズボンの上げ下げをすることができる。 8点								
	(2)	例1) 校内のいろいろな形状の手すりや台を使って立ち上がったたり、車椅子に座り込んだりする。 例2) ズボンの尻や大腿部につけた洗濯ばさみを、片手は手すりにつかまりながら、もう片方の手で外す。 など 8点								
	(3)	⑥、⑦、⑩	ア	6点	③、⑨	エ	6点	計28点		

6	(1)	①	例) ・各教科の目標や内容との関連性を検討し、不必要な重複を避ける。 ・各教科を合わせて指導する。 ・教科横断的な指導を行う。 8点								
		②	例) ・テレビ会議システムにより病室内でも授業を受けることができるようにする。 ・タブレット端末等の情報機器を使って教室の具体物をインターネットで遠隔操作できる場面を設ける。 8点								
	(2)	例) ・気分変動症、分離不安症の病識理解を深めることによって自己の状態像に気付くことができる。 8点 ・感情を調整する方法を身に付けることができる。									
		例) ・不安やストレスに対して自分なりの対処方法を決定し行動することができる。 8点 ・人と関わりながら、自信をもって活動することができる。									
計32点											